

社会福祉法人桑の実園福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実園福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定款第9条及び第23条の規定に基づき定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員等とは評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することができる。

(常勤役員の勤務報酬等)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、「別表1」に定める額を支給することができる。
- (2) 出張する場合は、第7条により旅費等を支給することができる。

(非常勤役員及び評議員等の勤務報酬等)

第5条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円 (所得税等差引後の額)	実 費

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円 (所得税等差引後の額)	実 費

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円 (所得税等差引後の額)	実 費

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。宿泊費は、出発した日から帰着した日までの夜数に応じて、下表を上回らない範囲で、領収書をもってその実費を支給する。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	13,000円	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 宿泊費は、実情を考慮して増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月25日より適用する。

「別表1」常勤役員の報酬

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	200,000 円

「別表2」非常勤役員等の報酬等 (以下の報酬額は所得税等差引後の金額とする)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000 円	実 費
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000 円	実 費
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000 円	実 費